

日常生活用具の給付・貸与

福祉課障がい福祉係
窓口番号⑩ TEL (0866) 92-8269

- 1 在宅の障がい者（児）の日常生活をより円滑に行えるよう必要に応じて日常生活用具を給付または貸与（市民税所得割非課税世帯の方）しています。

●利用者負担 原則1割負担

＊市町村民税非課税世帯に属する方は、1割負担部分については免除されます。

＊基準額を超過した部分は、課税状況にかかわらず本人の負担となります。

●対象者 市内に住所を有する在宅の障がい者（児）

（難病患者等を含む。疾患名はP89～90参照。（※）で表示したもののみ対象。）

※ただし、頭部保護帽、人工喉頭及び排泄管理支援用具は、総社市が援護を実施している施設入所者であっても対象者とします。

●申請に必要なもの

- 1 日常生活用具給付・貸与申請書
- 2 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳または受給者証
- 3 給付・貸与を希望する品目の見積書
- 4 マイナンバーのわかるもの
- 5 診断書（必要な場合）

●対象品目

品 目	条 件	基 準 額
特 殊 寝 台 (※)	下肢または体幹機能障害2級以上(学齢児以上)	154,000円
特 殊 マ ッ ト (※)	・下肢または体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。ただし、児童の場合は下肢または体幹機能障害2級以上で原則3歳以上) ・重度または最重度と判定された知的障がい者(児)(原則3歳以上)	19,600円
特 殊 尿 器 (※)	下肢または体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)(原則学齢児以上)	67,000円
入 浴 担 架	下肢または体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)(原則3歳以上)	82,400円
体 位 変 換 器 (※)	下肢または体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)(原則学齢児以上)	15,000円
移 動 用 リ フ ト (※)	下肢または体幹機能障害2級以上(原則3歳以上)	159,000円
訓練いす(障がい児のみ)	下肢または体幹機能障害2級以上(原則3歳以上)	33,100円
訓 練 用 ベ ッ ド (※)	下肢または体幹機能障害2級以上(原則学齢児以上)	159,200円
入 浴 補 助 用 具 (※)	下肢または体幹機能障がい者(児)であって、入浴に介助を必要とする者(児童の場合は、原則3歳以上)	90,000円

品 目	条 件	基 準 額
便 器 (※)	下肢または体幹機能障害２級以上(原則学齢児以上)	18,500円
T 字 状 ・ 棒 状 の つ え	平衡機能または下肢若しくは体幹機能に障がい有する者	木材 2,200円 金属 3,000円
移動・移乗支援用具 (※)	平衡機能または下肢若しくは体幹機能に障がい有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(原則３歳以上)	60,000円
頭 部 保 護 帽	・重度または最重度と判定された知的障がい者(児)及び精神障がい者(児)であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 ・平衡機能または下肢若しくは体幹機能障がい者で頻繁に転倒する３歳以上の者	36,750円
特 殊 便 器 (※)	・上肢障害２級以上(原則学齢児以上) ・重度または最重度と判定された知的障がい者(児)であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者(原則学齢児以上)	151,200円
火 災 警 報 器	・身体障がい(聴覚障がいを除く。)等級２級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ・学齢児以上の聴覚障がい者(児)(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で火災発生の感知及び避難が著しく困難な世帯) ・重度又は最重度と判定された知的障がい者(児)(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ・精神障がい者のみの世帯	15,500円
自 動 消 火 器 (※)	・身体障がい等級２級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ・重度又は最重度と判定された知的障がい者(児)(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ・精神障がい者のみの世帯	28,700円
電 磁 調 理 器	・視覚障害２級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。児童を除く。) ・重度または最重度と判定された知的障がい者	41,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上(原則学齢児以上)	7,000円
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障害２級(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯。児童を除く。)	87,400円
聴覚障がい者用屋内信号装置 (火災警報器用)	学齢児以上の聴覚障がい者(児)であって腕時計型受信器の給付を受けていないもの(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で火災発生の感知及び避難が著しく困難な世帯)	21,600円

品 目	条 件	基 準 額
透 析 液 加 温 器	じん臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析治療を行う者（原則３歳以上）	５１，５００円
ネブライザー（吸入器）（※）	呼吸器機能障がい３級以上又は同程度の身体障がい、医師の意見書により必要と認められる者	３６，０００円
電気式たん吸引器（※）		５６，４００円
吸入器付吸引器		６９，０００円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者（原則学齢児以上）	１７，０００円
盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。原則学齢児以上）	９，０００円
盲人用体重計	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。児童除く）	１８，０００円
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）※	障がいにより人工呼吸器の装着が必要な者	１５７，５００円
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者（児）または肢体不自由者（児）であって、発声・発語に著しい障がいを有する者（原則学齢児以上）	９８，８００円
情報・通信支援用具（パーソナルコンピューター）	上肢障害２級以上または言語、上肢複合障害２級以上（文字を書くことが困難な者に限る。原則学齢児以上）	１１８，５００円
情報・通信支援用具（パーソナルコンピューター周辺機器及びソフトウェア）	上肢障害２級以上または視覚障がい者２級以上（原則学齢児以上）	１００，０００円
点 字 デ ィ ス プ レ イ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）の身体障がい者であって、必要と認められる者（児童を除く）	３００，０００円 （情報通信支援用具含め最大）
点 字 器	視覚障がい者（児）であって、本装置によりコミュニケーションの確保が可能になる者	標準型１０，４００円 携帯用７，２００円
点字タイプライター	視覚障害２級以上（原則学齢児以上）	６３，１００円
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上（原則学齢児以上）	録音再生機８９，８００円 再生専用機３６，７５０円
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上（原則学齢児以上）	１１５，０００円
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則学齢児以上）	１９８，０００円
盲 人 用 時 計	視覚障害２級以上。なお、音声時計は、触読式時計の使用が困難な者を原則とする。（原則学齢児以上）	触読式１０，３００円 音声式１３，３００円
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者または発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則学齢児以上）	７１，０００円
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	８８，９００円
人 工 喉 頭	音声言語機能障がい者で喉頭を摘出した者に限る。（原則３歳以上）	笛式 ５，０００円 電動式７０，１００円

品 目	条 件	基 準 額
福 祉 電 話 （ 貸 与 ）	難聴者または外出困難な身体障がい者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。児童を除く。）	—
フ ァ ッ ク ス （ 貸 与 ）	聴覚または音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む）によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。児童を除く。）	7,700円
点 字 図 書	主に、点字で情報を入手している視覚障がい者（児）	—
人工内耳用電池	聴覚障がい者で、人工内耳を装用している者	空気電池（ひと月分） 2,000円 充電電池 15,300円 充電器 25,200円
人工内耳用体外装置	聴覚障がい者で、人工内耳を装用している次の各項目のいずれにも該当する者 1 人工内耳体外装置を装用後5年経過していること。 2 任意保険又は動産保険に加入していること。 3 当該世帯として、市税を完納していること。 4 障がい者の場合は本人及び配偶者、障がい児の場合は住民基本台帳に基づく世帯で、その世帯員のいずれもが市民税の所得割額が46万円未満であること。	人工内耳用音声信号処理装置関連用具 200,000円
ストマ装具	直腸・ぼうこう機能障害による人工肛門・人工ぼうこう患者	蓄便袋2月分 17,800円 蓄尿袋2月分 23,400円
紙おむつ等	脳原性運動機能障がい若しくは重度以上の知的障がい者で意思表示困難な障がい者（児）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病若しくは先天性疾患に起因する神経障がいによる高度の排便若しくは排尿機能障がいのある者（児） ※医師の意見書が必要 ※児童の場合は原則3歳以上	紙おむつ2月分 24,000円
収 尿 器	下肢又は体幹機能障がい者（児）	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円

品 目	条 件	基 準 額
居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具 (※)	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する者であって障害等級３級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい２級以上の者）	２００，０００円 (既存の住宅に限り １回のみ給付)

この色の品目は、介護保険による給付（貸与）が優先します。

２ 在宅の小児慢性特定疾病児童の方の日常生活をより円滑に行えるよう、必要に応じて日常生活用具を給付しています。

●利用者負担額 費用負担基準により一部又は全部負担

●対象者 市内に住所を有する小児慢性特定疾病児童
※児童福祉法（小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。）、及び障害者総合支援法の施策の対象とならない方

●申請に必要なもの

- １ 申請書
- ２ 小児慢性特定疾病医療受給者証
- ３ 給付を希望する品目の見積書
- ４ 印鑑

7

支援 日常生活上の

用具の種類	公費負担限度額（円）		対象者	性能
便器	便器	４，４５０	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）
	手すり	５，４００		
特殊マット	１９，６００		寝たきりの状態にある者	じょくそう 褥 瘡 の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
体位変換器	１５，０００		寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
特殊寝台	１５４，０００		寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
特殊尿器	６７，０００		自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊便器	１５１，２００		上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。

用具の種類	公費負担限度額 (円)	対象者	性能
入浴補助用具	90,000	入浴に介助を要する者	入浴時の移動, 座位の保持, 浴槽への入水等を補助でき, 小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
車いす	70,400	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって, 必要な強度と安定性を有するもの
歩行支援用具	60,000	下肢が不自由な者	・小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって, 必要な強度と安定性を有するもの ・転倒予防, 立ち上がり動作の補助, 移乗動作の補助, 段差解消等の用具となるもの
電気式たん吸引器	56,400	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
頭部保護帽	12,160	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
クールベスト	20,000	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節できるもの
紫外線カットクリーム	37,800 (上記の金額は年間で補助できる上限)	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて, がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー (吸入器)	36,000	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	157,500	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し, 介助者等が容易に使用し得るもの
ストマ装具 (蓄便袋)	106,800 (上記の金額は年間で補助できる上限)	人工肛門を造設したもの	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
ストマ装具 (蓄尿袋)	140,400 (上記の金額は年間で補助できる上限)	人工ぼうこうを造設したもの	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	117,000 (上記の金額は年間で補助できる上限)	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの